

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書

(平成 25 年度対象)

平成 26 年 8 月

岩倉市教育委員会

目 次

1 概要	1
2 点検及び評価の内容	1
3 点検及び評価の方法	1
4 評価委員会	1
5 審議等の経過	2
6 点検及び評価の結果	2
(1)学校教育関係	3~11
(2)学校給食センター関係	12~14
(3)生涯学習関係	15~24
(4)図書館関係	25~26
(5)スポーツ関係	27~28
7 質問等に対する回答書	29~38

1 概要

平成 19 年 6 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこと。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

第 1 回は、平成 21 年 2 月に、平成 19 年度を対象に点検及び評価を実施し、結果報告書を議会へ提出するとともに、岩倉市のホームページで公表しました。

第 2 回は、平成 20 年度対象の点検及び評価を平成 21 年 8 月に行いました。その後、毎年 8 月に実施し、今回は平成 25 年度を対象として 7 回目となるものです。

点検及び評価の項目や指標などは、前回の点検及び評価と同様に、次のような内容・方法で行いました。

今後は、議会への報告や岩倉市のホームページ等で公表していきます。

また、この点検及び評価の結果を踏まえ、「健康で明るい緑の文化都市」を目指とし、教育・文化の振興を目指してまいります。

2 点検及び評価の内容

平成 25 年度版「岩倉市の教育」、「第 4 次岩倉市総合計画」(平成 23 年度～平成 32 年度) などに掲げている重点施策等の取組み状況

3 点検及び評価の方法

重点施策等の取組み状況について、教育委員会事務局が自己評価を行ったものを評価委員会へ提出し、点検及び評価を受けました。

4 評価委員会

委員長 鈴木 信雄
委 員 児玉 たまみ
委 員 柳川 裕美子

5 審議等の経過

(1) 評価委員会

第1回 平成26年7月24日（木）

資料説明、質疑応答、点検及び評価

第2回 平成26年8月1日（金）

点検及び評価

点検及び評価の結果報告書のとりまとめ

(2) 教育委員会

平成26年8月28日（木）開催の定例教育委員会へ、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果並びにその公表について」を議案として提出。

6 点検及び評価の結果

(1) 点検及び評価表の構成は、以下のとおりです。

① 「重点目標」

教育委員会が毎年度、発行している「岩倉市の教育」、「第4次岩倉市総合計画」（平成23年度～平成32年度）などで掲げている重点目標

② 「成果・効果」

「重点目標」に対する教育委員会事務局の自己評価による成果・効果

③ 「問題点・課題」

「重点目標」に関して、教育委員会事務局が把握している問題点・課題

④ 「評価委員会の意見・評価」

①から③までに対する評価委員会による意見、評価など

(2) 点検及び評価表の①から④までの（ ）番号は、同一事項を同番号で表示しています。

なお、「重点目標」に対応する（ ）番号が、「問題点・課題」、「評価委員会の意見・評価」の表中にはない場合は、特記事項がないものです。

(3) 「7 質問等に対する回答書」は、評価委員会の会議以前に委員から提出された質問、意見、要望などに対する教育委員会事務局の回答を整理しています。

(1)学校教育関係

(担当課 学校教育課)

重点目標	1 学力づくり
	<p>(1) 子どもの思考過程を尊重し、授業研究を通して、児童生徒同士、児童生徒と教師の関わりを重視した学びあう授業の実現を図る。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高め、個に応じ個を生かす学習指導の具現化に向け、少人数指導^{*1}やT T指導^{*2}の特性を生かした、学力の向上を図る指導法の開発・改善を進める。</p> <p>(3) 教師力ステップアップ研修、市少人数授業等臨時講師授業力向上研修、外国語活動研修等の市主催研修の充実を図り、教員の指導力向上に努める。</p> <p>(4) 学習指導要領の主旨を踏まえ、小学校の外国語活動の充実を図り、その成果を生かし中学校の英語教育を推進する。</p> <p>(5) 外国人児童生徒の増加に伴い、日本語適応指導の充実を図る。また、岩倉東小学校と南部中学校を拠点校とする市内体制を拡充する。それにより外国人児童生徒とともに生きる意識や多文化共生の理解を深め、諸外国と進んで交流を図る児童生徒の育成に努める。</p> <p>(6) 特別支援教育の充実に向け、コーディネーターの配置や個別支援計画や個別指導計画の作成、援助チームによる支援等特別支援教育の理解と体制整備を推進する。</p> <p>(7) I C T^{*3}環境を生かして、校務の効率化を図るとともに、I C Tを積極的に活用して指導方法の工夫・改善を図り、豊かな学びの推進に努める。</p>

成 果・効 果

(1) 各学校の教育目標に沿った研究テーマ（現職教育テーマ）を設定し、年間を通して授業研究を進めた。年度末にはすべての学校がその成果を研究集録としてまとめ、他校の教員も参考とすることができた。

各学校の授業研究を担当する教員で構成した岩倉市授業デザイン研究委員会を組織し、学習規律や基礎的学習態度を市内全体で共通理解するとともに、授業実践を通して学び合いの学習についての研修を深めた。また、各校の現職教育や授業研究の日程などの情報を全小中学校で共有し、実際の授業を参観しながら研修が積めるように努めた。その結果、市として目指すべき児童生徒像や授業について共通のビジョンを持つことができつつある。

(2) 少人数授業等臨時講師として、常勤の県費加配教員8人の他に市臨時講師を全小学校に5人配置し、きめ細かい指導を行った。中学校では数学と英語を重点教科として捉え、両中学校に2教科各1人ずつ4人の臨時講師を配置し、学力の向上を図った。また、1学級当たりの児童数が急激に増加した場合に対応するため、臨時講師を配置して指導体制の充実を図った。

市費採用の9人の講師に対して、年に1度授業参観を行い、研究協議を行うことによって、個々の力量向上を図ることができた。

- (3) 学習指導要領の主旨の周知はもとより、少経験教員の増加や発達障害児童生徒への対応等、学校の今日的課題に向けた市主催の各研修を合計15回開催し、延べ232人が参加して研修を実施した。

教師力ステップアップ研修では、若手教員の増加に伴い以下の二点に配慮した。まず、研修内容を授業の基礎・基本に焦点化すること。次に社会性向上の視点を持つことである。一点目については、教育実践経験の豊富な大学教授を講師に招き、学習意欲の向上と授業の基礎・基本について模擬授業・講演をいただいた（第1回教師力ステップアップ研修）。その後、第1回の研修で学んだことを取り入れた少経験者による模擬授業を行った（第2回教師力ステップアップ研修）。二点目については、実施回数を昨年度より一回増やし、社会人・教師としてのマナー講座を実施した（第3回教師力ステップアップ研修）。こうした取組により教員一人一人に、児童生徒が全員参加できる分かりやすい授業をしたいという意識が高まり、主体的な授業研究が行えるようになってきた。また、教員の社会性向上への意識も高まった。

- (4) 文科省は、5・6年生に年間35時間の外国語活動を位置づけている。岩倉市では更に1・2年生に年間4時間、3・4年生に年間10時間の外国語活動を実施している。継続的な取組により児童は英語に興味関心を持つようになり、国際理解を深めつつ中学校での英語の学習へ円滑に取り組めるようになってきている。

- (5) 180人ほど在籍している外国人児童生徒の日本語指導には、11人の県加配教員と2人の市臨時講師が当たりその充実を図った。中学生に対する進路説明会や新入学児に対してプレスクールを試験的に行つた。こうした、将来を見通した系統的な指導を行うことで外国人児童生徒一人一人の主体的な学びを育むことができた。なお、日本語能力試験に挑戦し、26人中16人が合格することができた。

- (6) 発達障害のある児童生徒の学習や学校生活の指導及び支援を行う特別支援教育支援員を、年度当初に11人配置した。支援を必要とする児童生徒が多いため、1月から1人を増員し、特別支援教育の充実を図った。また、「ことばの教室」においては、吃音、構音障害や言語発達遅滞等の子どもたちに効果的な指導をすることができた。平成24年度より、岩倉北小学校に発達障害児童対象の通級指導教室「すずらん教室」を開設し、児童の適性に配慮した教育環境の整備に努めた。

- (7) 平成24年9月に全小中学校のコンピュータを更新し、教員1人に1台を確保した。また、更新に伴い、セキュリティポリシーや管理ガイドラインの見直しを図った。

岩倉市コンピュータ委員会では、ＩＣＴのより効果的な活用方法について検証し、年度の終わりに授業実践事例をまとめている。その結果、より効果の高い授業実践が各校に広まっている。

問題点・課題

- (1) 市として目指すべき児童生徒像や、目指すべき授業について共通のビジョンを持つことができつつある。しかし、まだまだ抽象的で不明確な部分が多くある。目指すべき具体的な児童生徒像・授業像について共通理解しつつ、授業デザイン研究委員会等を通して、各校の特色や自主性を尊重する姿勢を大切にしながら、取り組んでいくことが必要である。
- (2) 今後も継続的な授業参観・研究協議を実施し、少人数授業等臨時講師のさらなる授業力や児童生徒理解力等を育んでいくことが必要である。また、少人数授業等臨時講師による指導形態が児童生徒の学習成果に具体的にどのように結びついているか常に検証し、指導改善を図らねばならない。
- (3) 教育委員会として、全小中学校に共通する今日的課題やニーズを把握し、主体的に研修を企画・実施する必要がある。また、研修による負担が過剰にならないように、精選を図ることも必要である。次年度も今年度同様、基礎・基本の徹底と若手教員の意識改革に努めたい。
- (4) 小学校における外国語活動を充実させるためには、教員の指導力向上と岩倉市としての教育課程を検討する必要がある。
- (5) 近年、在籍する外国人児童生徒の国籍、日本語能力、学力等が多様化しており、その状況に対応できるよう教材開発を進めている、今後も継続的な取組が必要である。
保護者とのコミュニケーションについては、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳や翻訳者の確保はしているが、それ以外の言語を使用する国からの転入もあり、情報伝達に苦慮している状態である。
- (6) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、支援体制の整備・充実を図る必要がある。また、特別支援教育支援員の力量向上や早期からの幼保小の連携が必要である。
- (7) 多様化する社会の流れに応じて、I C T のより効果的な活用方法が注目されている。タブレット P C 等の教育における有効性を検証し、効果的な活用方法を研修する場が必要となってくる。

評価委員会の意見・評価

- (1) 岩倉市授業デザイン研究委員会については、今後も継続して取り組んでいただきたい。
- (2) 少人数授業等臨時講師は、市独自で配慮して配置していただき大変評価できる。
- (5) 東小における校内でのポルトガル語表記などの外国人児童生徒に対する配慮は大切なことがあるので今後も継続して行っていただきたい。
- (6) 問題等を抱える子への配慮を引き続きお願ひしたい。

*1 少人数指導

ひとつの学級や複数の学級を少人数に分けて、複数の指導者でそれぞれの集団を指導する指導法。似たことばに、「少人数学級」があるが、これは通称「35人学級」と呼ばれている。学級編制の基本は上限40人が基本であるが、現在、小学校の第1学年及び第2学年、中学校の第1学年において、学級児童生徒数の上限を35人と設定して進められているものであり、平成16年度から愛知県独自の教育施策として導入された。なお、平成23年度からは、国において小学校の第1学年が35人学級と定められた。

*2 TT（ティームティーチング）指導

ひとつの授業場面を複数の指導者で連携しあって指導する方法。

*3 ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）

日本語では一般に情報通信技術と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称である。

ほぼ同じ意味を表すITは経済の分野で使われることが多いのに比べ、ICTは主に公共事業の分野で使われることが多い。教育現場では、パソコンやデジタルテレビ等を導入するなど児童生徒の情報活用能力の育成を図っている。

重点目標

2 こころづくり

(1) 心を育む学習・いのちの教育を義務教育の9年間を通して計画的に行う。心に悩みを抱える児童生徒や不登校児童生徒に対応するため、適応指導教室指導員・カウンセラー・メンタルフレンド・子どもと親の相談員・スクールカウンセラー等が、学校と連携する中で「こころづくり」を支援する。

また、子どもと親の相談員を中心とした、各校の相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・養護教諭・適応指導教室・児童家庭課等のすべての関係者や関係機関が有機的に連携して相談・指導体制を充実させ、対策の効果が上がるようになる。

いじめ問題については、全小中学校において、実態アンケートや教育相談を実施し、早期発見、早期対応に努める。また、市校長会議や市教頭会議、各学校の職員会議や現職教育等でいじめに関する事例研究や指導法等の研修を推進する。加えて、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定を指示し、支援する。

(2) 児童生徒に演劇、演奏等を鑑賞する喜びを与えるとともに、感性を伸ばし文化を愛する心を育てる。また、プロの演奏家による直接指導により、より高い技能の習得に努める。

(3) ボランティア活動の促進を図ることにより、地域社会の中で自分の存在感を高め、将来の生き方について考える機会とする。

(4) 環境を守る活動や自然と関わる活動の充実を図り、地域の自然を活用し、体験を重視した活動を展開する。

(5) 平和を大切にし、国際社会に生きる活動の充実を図る。

(6) 読書指導員を活用し、司書教諭と連携をとりながら学校図書館や読書指導の一層の充実を図る。また、読み聞かせや朝の10分間読書等を通じた読書習慣の定着を目指す。

成 果・効 果

(1) 平成19年度から各学校に配置した子どもと親の相談員は7年目を迎え、どの学校においても児童生徒に浸透し、相談活動が定着して効果的に機能している。相談件数は前年度を上回った。相談内容は不登校、友人関係、学習支援等多岐にわたっている。また、授業において特別に支援を要する児童生徒に対する学習支援も行い、その回数が増加している。

全小中学校において、学期に1度、児童生徒一人一人にアンケート調査を行い、本人のみでなくクラスや周りのいじめに関する状況や教員の指導状況等についても、記述してもらい、それを基に教育相談を実施している。いじめ問題をはじめ、児童生徒の悩みを早期につかみ、教職員が情報交換や対応策の協議を組織的に行い、解決に

向けて取り組んでいる。また、様々な場での事例研究や指導法・対処法等の研修により、教職員の力量が向上した。「学校いじめ防止基本方針」については、全小中学校において策定が完了した。

(2) 岩倉北小学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校、岩倉中学校、南部中学校においては演劇鑑賞会、五条川小学校、曾野小学校においては音楽鑑賞会を開催し、セントラル愛知交響楽団による生演奏を聴く機会を設けた。また、昨年度に引き続き両中学校では楽団員による音楽クラブ指導を行い、技術の向上を図った。

学校芸術鑑賞事業と音楽鑑賞事業を1事業にまとめて実施することにより、音楽・演劇・映画鑑賞を3年で一巡するよう計画的に行うことができるようになっている。

(3) ボランティア活動に両中学校とも積極的に参加をしている。岩倉中学校では「コスマス・あいさつ・ボランティア」、南部中学校では「歌・花・ボランティア」を合言葉に、生徒会活動・有志活動が、学校活動の基本のひとつとして位置づけられ、交通安全あいさつ運動等に取り組んだ。学校内のみならず、五条川清掃、ふれ愛まつり、水辺まつり等へ有志が参加して活躍している。

小学校においては、ボランティアとして6年生が校区の保育園の運動会の手伝いをしたり、隣接した幼稚園・保育園と合同避難訓練や交流活動・合同行事等を実施したりした。奉仕精神の醸成に加え、幼保小の連携が深まった。

(4) 五条川小学校の伝統的な取組である水生生物調査、各小学校の自然生態園での自然体験活動等を通して、自然とふれ合う体験を重視した活動を進めた。採集した水生生物は、生活科や理科の学習に生かされた。また、環境を守る活動では、清掃事務所や小牧岩倉衛生処理組合等の見学を行い、ごみの行方やリサイクルについて学ぶことができた。これらの活動は、持続発展教育（ESD）の1つであり、今後も推進していきたい。

(5) 平成18年度までは、中学生を広島・長崎へ派遣してきたが、平成19年度から小学校6年生（各校代表者1人）も加え、事業の充実を図っている。平成25年度は広島市へ派遣した。なお、派遣された2人の生徒が、8月15日の岩倉市の平和祈念戦没者追悼式において、「平和へのメッセージ」を発信し、戦争の悲惨さや恒久平和の大切さを市民に呼びかけた。各学校においても派遣児童生徒を中心に、平和集会等を行い、平和維持に関する意識を高めた。

また、被爆体験や戦争体験談を聞く会を全小中学校において開催し、平和教育を実施した。

(6) 従来からの図書館司書補助員の配置から、平成20年度からは読書指導に重点を置いた読書指導員の配置とし、読書指導に成果を上げている。また、読み聞かせボランティアとの連携の効果も大きい。

問題点・課題

(1) 子どもと親の相談員への児童生徒の相談件数は1,531件、保護者・教師の相談は250件であった。配置7年目となり、各学校とも児童生徒や保護者、教職員にも定着してきているので、引き続き相談活動の充実を図る必要がある。

授業における学習支援は、1,117件あり、年々増加している。相談で関わった児童生徒の中には、授業において個別的な支援が必要な場合がある。相談活動だけでなく、授業での学習支援も進めていく必要がある。

いじめ問題に関しては、担任だけでなく学校全体がアンテナを高くして取組む必要がある。また、いじめの事実が発覚したら、チームを組んで、迅速にていねいで誠実な対応をすること。いじめを許さないという確固たる姿勢を崩さず粘り強く指導することを共通理解して事に当たらなければならない。また、教職員の指導力向上に向けての事例研究や研修会等の取組も継続しなければならない。加えて、今年度策定した「学校いじめ防止基本方針」をもとに、今一度各学校において、いじめの根絶に向けての取組を徹底しなければならない。

今年度、岩倉市人権擁護委員の取組で、全小中学校において人権啓発活動（人権映画鑑賞会と人権講演会）を行った。教育委員会として、その取組を継続的に行っていく必要がある。

(3) 中学校でのボランティア活動は、地域に根付き、地域とのかかわりは年々深まり、豊かな心を育んでいる。小学校では、幼稚園や保育園とかかわる中で奉仕的精神を育む活動に取り組んだが、市やNPO等の取組で参加可能なものの参加も検討する必要がある。

(5) 被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。

(6) 読書指導員については、配置時間を延長するなど読書指導を一層充実していく必要がある。

評価委員会の意見・評価

(1) 幼保小連携や小中の情報交換は大切なことであるので引き続き取り組んでいただきたい。

(1) 学力の支援だけでなく心の支援も大切である。子どもの変化などを見逃さず、バッカアップできる仕組みづくりをしていただきたい。

(3) ボランティアは大切なことであるので、これからも進めていただき、将来岩倉市を発展させることができる人材を育ててもらいたい。

(4) 水生生物調査などの取り組みを広げていき、持続可能な社会の実現につなげていきたい。

重点目標**3 学習環境づくり**

- (1) スクールガードの募集やセルフディフェンス講習会^{*1}の開催、保護者等への不審者情報の配信等、学校・保護者・地域が一体となり安心して学べる環境づくりを進める。
- (2) 学校における児童生徒の健康管理に努め、必要な措置を講ずる。フッ化物洗口を継続して行い、児童生徒の歯の健康を支援する。
- (3) 快適な学習環境を整えるため、老朽化した学校施設について大規模改造工事計画の策定を進める。

成 果・効 果

- (1) 児童生徒の安全の向上を図るために、PTAと連携し、通学路点検を実施して危険箇所の対策について、学校・道路管理者・警察で合同会議を開いて対応に努めた。すべての小学校でスクールガードの組織が形成され、登下校時の見守り活動を実施している。携帯メールを活用した緊急情報の伝達が各学校で行われるようになったことで迅速な情報伝達が可能になっている。
- (2) 熱中症指標計を整備し、適宜計測を行ったり、光化学スモッグの予報等発令時には標識旗を掲げるなど注意喚起を図っている。またAED（自動体外式除細動器）の設置を行い、教職員や中学校2年生の生徒においては消防署職員による応急手当講習を受講している。
フッ化物洗口は、平成15年度から五条川小学校において実施し、その後、他校においても取り組み、平成19年度からは全小学校の1年生から3年生までの児童を対象に実施している。日常的に実施していることから、歯の健康を自ら守るという動機付けができており、小学校における永久歯のう歯保有状況は近隣市町や県平均に比べ低くなっている。
- (3) 岩倉北小学校の中庭整備工事や岩倉南小学校・岩倉東小学校・曾野小学校の遊具改修工事、岩倉中学校公共下水道接続工事など学校教育施設の整備を図った。

問 題 点・課 題

- (1) 各校、各地域の特色ある取組みがなされている。他校との情報交換や研修の場所を設けて、活動の充実を図るとともに、緊急情報のネットワークの活用を進める必要がある。
- (3) 老朽化した学校施設の大規模改造工事を計画的に実施していく必要がある。

評価委員会の意見・評価

- (1) 緊急情報については、様々なツールを利用して、保護者に漏れなく伝わるよう努めていただきたい。
また、防災教育は必要なことであるので引き続き指導してもらいたい。
- (1) 第3子以降学校給食費無償化事業については大変評価できる。今後も継続して実施していただきたい。
- (2) 学校でフッ化物洗口を実施していることは大変良いことである。う歯が少ないという効果も上がっているので、今後も継続していただきたい。

*1 セルフディフェンス講習会

子ども自身が本来持っている可能性、能力、感性に気づき、自分を大切にする心（人権意識）を育て、他人の権利を尊重する気持ちを育てる。また、いじめ、虐待、不審者による被害など、子どもへの様々な暴力に対して、子ども自身が自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講習会。

(2)学校給食センター関係

(担当課 学校教育課)

重点目標	食に関する指導の充実
(1) 食に関する指導の充実	栄養教諭、栄養職員による年間95回の給食時訪問の他、試食会や教科・特別活動においても学校と連携し、食についての知識向上を図るとともに「早寝、早起き、朝ごはん」の実践を啓発する。
(2) 衛生的で安全な給食づくり	施設・設備等の衛生管理を徹底し、ドライ運用に向け一層努力する。
(3) 地産・地消の推進	食育の推進として、地元でとれる農畜産物をできる限り多く取り入れ、「旬産旬消」 ^{*1} を図るとともに安全・安心な食材の確保に努める。また、児童生徒に地域への理解を深め、愛着を持たせる。
(4) 新学校給食センターの検討	学校給食センターは竣工から40年以上が経過しているため、新しい学校給食センターを建設するために基本構想・基本計画を作成する。

成 果 ・ 効 果

(1) 栄養教諭等が、児童生徒の給食時に訪問して指導に当たり、食に関する知識等を深めさせることができた。五条川小学校で栄養教諭が行った野菜の授業では生産者を招き、生の声を児童へ伝えた。残食量は過去に比べて減少している。

予定献立表にひとこと指導を掲載し、家庭での食への関心を高めることに努めた。また、保護者に対して、各小中学校における給食試食会で現在の給食の状況や食に関する話をするにより啓発に努めた。

一人当たりの残食量の推移（平均） (単位：g)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
16.8	12.0	13.6	12.3	10.8	10.3	10.7

(2) 現状の施設・設備を維持するため、調理場床の改修工事、フライヤー、食器洗浄機、ボイラー、廃水処理施設や生ごみ処理機の修繕を行った。また、ザルやボウルなどの調理器具の更新、ドライ台車への更新を行い、安全で衛生的な環境で調理をすることができた。

「学校給食における食物アレルギー対応実施要項」を定め、牛乳に対してアレルギーのある児童生徒への牛乳の停止を実施した。また、予定献立表やアレルギーの詳細献立表のホームページ掲載を開始した。

新学校給食センター建設基金として元金100,000千円と利息分の295,179円を積み立て240,557,009円の積立になった。

献立作成委員会・給食用物資購入選定委員会でPTAの代表者と一緒に検討してもらうことにより食に関する参加・PRに努めた。また、給食費の値上げの検討をするため、全保護者へのアンケートを実施した結果、8割程度の賛同が得られたため、小中学校ともに20円の値上げを決定し、PTAの会合で説明を行った。

(3) 米飯は、岩倉産の「あいちのかおりSBL」全量42,328kgを、県内産の野菜は37品目中24品目（うち岩倉産11品目）、24,212kg（うち岩倉産2,965kg）、重量割合で39.78%（うち岩倉産4.87%）を使用した。また、県内産の肉について、豚肉は7,769kg（重量割合100%）、鶏肉4,005kg（重量割合86.48%）を使用した。

「岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」^{*2}を受け、給食食材について平成26年度からの受入れ準備を進めた。

(4) 新岩倉市立学校給食センター建設基本計画策定委員会を設置し、建設場所、施設概要や運営方法等を検討し、基本構想・基本計画をまとめた。

問題点・課題

(1) 児童生徒の嗜好に合わせた献立づくりを推進する。

(2) ドライ運用等については、計画的で継続的な施設改善が必要であるため、現在の学校給食センターの建替えについて平成28年9月供用開始を目指して基本構想・基本計画をまとめた。一方で老朽化した現在の施設から新センターへ移行するまでの間の維持管理が課題である。

給食費の改定を行ったが、今後、さらなる消費税増税や食材の値上がりに対応する必要がある。

(3) 米飯は、岩倉産の米ですべて賄うことができる。しかし、岩倉産野菜は、出荷可能な水準の野菜を生産する農家が少ない状況であるが、できるだけ多くの利用に努めた。今後も、地元でとれる農畜産物の積極的な利用に努めていく。

評価委員会の意見・評価

(2) 今の社会情勢の中、値上げはやむを得ない状況と考えられるが、食材等の安全の確保をより一層努めていただきたい。

(4) 新しい学校給食センターの外壁のデザインについては、子どもたちから募集をしたり、公募をする等をして外から見て公共施設とわかるようなデザインを取り入れてもらいたい。

*1 旬産旬消

地産地消は地元の野菜を消費するという考え方に対し、旬産旬消は旬の野菜は栄養価が高いことと、ハウス栽培によるエネルギーコストの削減を図るもの。また、旬の野菜を知つてもらうことで食育に繋げようといった考えである。

*2 岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、岩倉市の全ての行政組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達における方針で、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条に基づき、岩倉市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的として岩倉市が定めたもの。

(3)生涯学習関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標

1 生涯学習の推進

- (1) 岩倉市生涯学習基本構想・基本計画に基づき、施策を計画的に進める。
- (2) 生涯学習事業情報の収集、情報提供、学習相談体制を充実させる。
- (3) 生涯学習ボランティアの発掘、活動支援を進める。
- (4) 生涯学習講座の企画運営を含む岩倉市生涯学習センターの管理運営を、指定管理者と連携し進める。
- (5) 社会教育関係団体及び生涯学習サークルの支援に努める。

成 果・効 果

- (1) 岩倉市生涯学習基本構想の基本理念「楽しく学び 人とひとが響き合うまち いわくら」の実現のために、7つの基本目標とそれに基づいた基本計画により、生涯学習施策の推進に努めた。
- (2) 本市内外から生涯学習事業情報を収集し、広報等により講座開催等の事業情報を広くPRし、また、生涯学習センターを始めとする本市施設の窓口において生涯学習に係る相談体制の充実に努めた。
- (3) 生涯学習ボランティアに従事する団体・個人の情報収集に努め、市の事業において積極的に連携する等の活動支援を行った。
- (4) 生涯学習センターは、指定管理者である特定非営利活動法人 来未 iwakura（くるみ いわくら）と締結した基本協定により、生涯学習講座等事業の企画運営、利用申請の受付・許可、施設内の清掃等管理運営が適切に行なわれた。
- (5) 社会教育委員の意見を聴き、社会教育関係団体 29 団体と生涯学習サークル 107 団体が登録団体となった。登録された団体については、生涯学習センターにおける定例活動に対しての支援を行った。

問 題 点・課 題

- (2) インターネット等の普及により、市民にとって生涯学習事業情報の収集が容易になってきているが、相談体制の充実を検討していかなくてはならない。
- (3) ボランティア活動は多岐に渡るため、団体・個人の実情に合わせた個別の活動支援を行うことは困難である。
- (4) 市民にとって利用しやすく、快適で安全安心な施設となるよう、また、公平で適切な管理運営が行われるよう、指定管理者と連携して進める。施設の管理運営に市民意見を反映し適切に指定管理者を評価（モニタリング）することが重要である。

(4) 現在の指定管理者との協定期間が平成26年度を以って終了することから、次期指定管理者を適切に選定することが課題である。

評価委員会の意見・評価

(1)～(5)

生涯学習に関する市民のニーズは多様化しており、全てのニーズを満たすことは困難であるが、情報収集や情報提供に努め、今後も市民による生涯学習活動が活発に行われるよう努めていただきたい。

重点目標**2 青少年の健全育成**

- (1) 青少年の健全育成活動及び非行防止活動を推進し、また、愛知県及び愛知県青少年育成県民会議の活動に積極的に取り組む。
- (2) 新成人の実行委員の企画による「新成人のつどい」を開催する。
- (3) 家庭における父親の役割の重要性を再認識するため、父親の家庭教育参加促進事業を実施する。
- (4) 子どもの安全な居場所づくりを目指して、放課後子ども教室を開催する。

成 果・効 果

- (1) 青少年問題協議会及び同専門委員会を開催し、青少年の健全育成に努めた。また、県及び県青少年育成県民会議が主唱する「青少年の非行、被害防止に取り組む県民運動」に取り組み、専門委員会委員とともに中学生も街頭キャンペーンに参加した。
青少年問題協議会専門委員会の委員長を中心に、中学校2年生を対象とした青少年の生活実態に関する調査を行い、家庭生活の様子や地域社会との関わり、体験活動や規範意識の現状などについて実態の把握に努めた。
- (2) 成人を迎えた青年を祝い、社会人としての自覚と責任を確認する場として、新成人の代表17人で構成する実行委員会に企画・運営を委託し、「新成人のつどい」を開催した。対象者444人のうち364人が参加し、実行委員による太鼓の演奏や新成人参加者全員が参加できるbingo大会等により盛会となった。
- (3) いわくらO Y G クラブ^{*1}による、「相撲交流会」「岩倉親子もちつき大会」を始めとした各種事業を支援し、親子のコミュニケーションを深め、父親の家庭教育への参加促進を図った。
- (4) 毎週土曜日の午前中、市内5つの小学校の体育館・図書室・コンピュータ室を利用し、子どもが安心して活動することができる居場所づくりとして放課後子ども教室を開催した。

問 題 点・課 題

- (1) 専門委員会委員(30人)による年3回の会議を開催し、青少年に関する市内の状況について情報の共有を図っている。中学生が参加する街頭啓発活動の成果・効果を高める工夫が必要である。
- (3) 市民主体の活動となるよう、いわくらO Y G クラブの組織の確立と自主事業を支援しているが、従来からの事業に代わる新たな事業展開が求められる。
- (4) 安全対策の充実のためにも放課後子ども教室指導員を増やしていく必要があるが、活動内容により参加者数に不均衡がみられ、学校間、教室間で指導員数を調整して対応する必要がある。

評価委員会の意見・評価

- (1) 義務教育課程を修了した青少年に関して、個別の問題に応じた相談窓口が分かりにくいので、県の相談窓口も含め周知に努めていただきたい。
- (1) 青少年の生活実態の調査結果は、青少年の生活実態を知る上で貴重な資料であることから活用と周知に努めていただきたい。
- (2) 新成人のつどいは、実行委員も多く集まり、出席者も例年同様に高い出席率となっており、非常に素晴らしいことだと思う。今後も、新成人自ら作り上げる事業としてより良いものとなるようお願いしたい。
- (4) 放課後子ども教室は、地域の大人の協力のもと、子ども達にとって安全で安心な居場所となっている。このような場所があることは非常に大事なことであるので、引き続き取り組んで欲しい。

*1 いわくらOYGクラブ

父親の家庭教育参加促進事業の一環として、地域ぐるみで子どもたちの健全育成の事業をしている。この会の名称は、O おもいやり、Y やさしさ、G がんばり・げんき、から「いわくら OYG クラブ」とし、親子で参加できるふれあい行事等を実施して父親が家庭教育に参加できる場の提供するための活動をしている。

重点目標

3 男女共同参画社会の実現

- (1) 「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、本市が取り組む施策を関係各課等と連携して進める。
- (2) 男女共同参画社会実現に向け、リーダーとなる人を育成するため、愛知県が開催する各種の研修会等に市民を派遣する。

成 果・効 果

- (1) 岩倉市における男女共同参画に関する現況と諸問題を把握し、今後の男女共同参画施策のあり方を検討し、当該社会の実現に向けて計画的、効果的な施策の推進に資するため、行政職員からなる「岩倉市男女共同参画行政推進会議」や市民・学識経験者及び行政職員からなる「岩倉市男女共同参画懇話会」を開催した。市民の企画実行委員会により、様々な分野で活躍する女性をテーマに、男女共同参画セミナー（4回講座）を開催し、実行委員と参加者がともに男女共同参画社会形成への意識高揚を図った。
- (2) 愛知県が開催する「女性教育指導者研修会」と「男女共同参画人材育成セミナー」に市民を派遣し、女性指導者の育成を図り、女性の社会参加を促し、交流や連帯を深めることに努めた。

問 题 点・課 題

- (1) 「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」を効率良く推進していくため行政推進会議及び懇話会による、進捗状況の管理を適正に行う必要がある。
男女共同参画セミナーの参加者を拡大していくため、セミナー実行委員とともに講座内容の充実と効果的な周知に努める。
審議会委員等の女性登用率 30%を目指しているが、それの中には女性の進出が難しい分野もあり、また、選出する上での構造的問題もあるため、20%台後半に止まっている。
- (2) なるべく若い人を指導者として育成していくために派遣者の選定をしているが、研修期間が長いことなどから困難である。

評価委員会の意見・評価

- (2) 男女共同参画社会の実現は、重要な課題である。そのために、岩倉市としても、啓発活動や指導的な立場となる市民の育成に関して計画的に進めていただきたい。

重点目標	4 文化の薫り高いまちづくり
	<p>(1) 市民文化祭を岩倉市文化協会の協賛と市内小中学校の協力を得て開催する。</p> <p>(2) 市民音楽祭を岩倉市文化協会に委託し、音楽連盟の運営により開催する。</p> <p>(3) 市民茶会を岩倉市文化協会に委託し、茶華道連盟の運営により開催する。</p> <p>(4) 文化講演会・市民芸術劇場を隔年で開催する。</p> <p>(5) 市民の自主的な文化活動の振興を図るため、まちづくり文化振興事業による助成金を交付する。</p>

成 果・効 果
<p>(1) 岩倉市文化協会の協賛と市内小中学校の協力により、3,517人の出品者、7,545人の入場者を得て実施することができ、本市の市民文化を発揚することができた。</p> <p>(2) 岩倉市文化協会に開催を委託し、音楽連盟・出演団体により運営し、14団体249人の市内音楽愛好家による演奏を、来場した市民に提供した。</p> <p>(3) 史跡公園を会場として、琴の演奏やしのぶえの会による篠笛の演奏されるなか、岩倉市文化協会、茶華道連盟の協力を得て、184人の参加者が交流する場とすることができた。</p> <p>(4) 市民芸術劇場は、ダンスグループとして世界中で活躍しているコンドルズを招いて開催し、340人の入場者があった。</p> <p>(5) まちづくり文化振興事業助成金に関しては、申請に当たっての相談が数件あったものの、申請には至らなかった。</p>

問 題 点・課 題
<p>(1) 本市の文化事業・文化振興は、岩倉市文化協会の構成団体を始め、多様な市民団体・個人の参加を得て、市民と行政の協働により推進している。構成員の固定化と高齢化による活力の低下が問題になっている団体が多く存在する。</p> <p>(2) 市民音楽祭は、効果的な市民周知の方法の検討や、魅力的な市民音楽祭とするための来場者のニーズをつかむ必要がある。</p>

評価委員会の意見・評価

(1) ~ (4)

それぞれの事業が、様々な世代の市民に対して魅力的な事業が提供できるよう工夫がされている。これからもあらたな企画を取り入れるなどし、より多くの市民にとつて魅力的な事業となるよう努めていただきたい。

また、平成 25 年度岩倉市民意向調査では、岩倉市の魅力がある点として、「市民の文化・芸術活動が盛ん」が上位 8 位に入っている。これからも、市民による文化芸術活動を盛り上げるよう努めていただきたい。

(担当課 生涯学習課)

重点目標

5 伝統文化の継承

- (1) 文化財である山車の保存に努め、伝統文化の継承と保存会の育成を図る。
- (2) 民俗資料等を収集して修理、修復し保存と展示内容の充実を図る。
- (3) 文化財への理解を深めるため、史跡公園の管理運営と活用を推進する。
- (4) 文化財の保護を目的に文化財防火訓練を行う。
- (5) 織田伊勢守信安、山内一豊追悼会を開催する。

成 果・効 果

- (1) 岩倉市山車保存会と協力し、伝統的な山車の展示及び巡行を行ったことは、本市全体の貴重な財産である山車の継承と保存をする意識の高揚を図ることができ、広く来訪者に岩倉の山車を紹介する機会となった。
- (2) 市内に保存されている民具等の提供を受け、民具研究会により民俗資料等を修理、修復して保存を図り、保護意識の高揚に努めた。また、「花ノ木遺跡・中街道遺跡出土文化財展」を生涯学習センターギャラリー及び郷土資料室で開催し、本市の文化・歴史への理解を深める機会とした。
- (3) 鳥居建民家において開催される月釜を支援するとともに、施設及び設備の修繕等、公園の適切な維持管理に努め、市民の歴史学習及び憩いの場として活用した。
- (4) 文化財を火災から守るため文化財防火デーに合わせ、1月26日（日）に北島町白髭神社において、地域や関係者の協力を得て文化財防火訓練を実施した。
- (5) 誓願寺、神明生田神社において、4月の第1土曜日に追悼会を開催し、岩倉市が生んだ戦国の武将の遺徳を偲び、今日を築く礎となったことを再認識する機会とした。

問 題 点・課 題

- (1) 3町の山車とからくり人形等は、有形・無形の文化財をともに含み、その大きさにおいても、関わる保存会員の数においても本市において突出して規模が大きく、山車本体や人形の修繕等の維持管理、お囃子やからくり人形操作の後継者獲得、といった保存・継承に係る課題は幅広い。岩倉市山車保存会と連携し、三町それぞれの保存会の調整を図りつつ、本市全体の文化財として総合的に支援していく必要がある。
- (1) 平成3年の市制施行20周年に山車を復活して以降20年以上が経過し、3町の山車は大幅な修繕が必要な時期が来ている。大規模な修繕には多額の費用が必要であり、財政面で脆弱な3町の山車保存会にとって多大な負担となる。
- (2) 市民から譲り受けた民具等については、郷土資料室など限られる保管・展示場所において、どのように補修や洗浄を行い、整理・記録し、保管・展示していくか、市として方針と計画を持つ必要がある。

- (3) 公園であるため、昼夜にわたった管理をすることが困難であることや老朽化する歴史的建造物をいかに維持していくかが課題である。
- (4) 消防自動車、救急車等が出動する大掛かりな訓練となるため、場所の選定に苦慮している。
- (5) 広報等で周知を図っているが、一般の参加者が少ない。

評価委員会の意見・評価

- (2) 花ノ木遺跡・中街道遺跡の出土物の企画展は、岩倉市における本格的な発掘調査の成果報告であり、遺構や状態の良い出土物が多数出土している。岩倉市の歴史を学ぶ上で貴重な資料であることから、小中学生を始め広く市民に紹介していただきたい。

重点目標

6 音楽のあるまちづくりの推進

- (1) ジュニアオーケストラの育成に努める。
- (2) 音楽文化の普及を図る。

成 果・効 果

- (1) セントラル愛知交響楽団に運営を委託し、その指導の下、青少年が音楽を通して自ら考え、創造し、感動する生き生きとした人づくりの場とすることことができた。また、第13回定期演奏会を始めとする発表の場においては、市民に青少年が演奏する音楽を聴く機会を提供することができた。
- (2) 平成2年から続くセントラル愛知交響楽団との提携により、また、小中学校や地域の協力を得て、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、中学校音楽鑑賞、マタニティ&キッズコンサート等を実施した。また、市役所1階ミニステージを利用したロビーコンサートを実施した。

問 題 点・課 題

- (1) ジュニアオーケストラ団員は入れ替わりが激しく、市内小中学校等に広く呼びかけて毎年2回団員を募集しているが、多岐に渡る楽器パートの団員を確保することは難しい。
ジュニアオーケストラの演奏機会を増やすため、独自の演奏会の開催や、各種イベントへの参加を模索しなければならない。
- (2) 各種のコンサートに安定した入場者数が得られる等定着してきているが、音楽文化の普及について成果や効果を具体的に示すことは難しい。

評価委員会の意見・評価

- (1) ジュニアオーケストラに関しては、学校での発表を検討するなど、活動の場を多くするよう努めていただきたい。
- (2) 妊婦や子育て中の親子を対象とした「マタニティ&キッズコンサート」では、同時に「子育てミニ講座」を開催するなど新たな試みや工夫がなされており、大変好評だったようだが、これからもより多くの市民が楽しめる企画をお願いしたい。

(4)図書館関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標	図書館機能の充実
(1) 館外利用を基本とした運営。 (2) 資料の多様化に努める。 (3) 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の充実に努める。 (4) 市の資料センターとしての機能を高める。 (5) 学校図書館と市図書館のネットワーク機能の推進を図る。 (6) 市民プラザと共同の駐車場について、関係部署と連携し適切な管理に努める。 (7) 施設の利用拡大に努める。	

成 果・効 果

- (1) 年間貸出点数は、270,953点となり、10,279点減少した。平成23年度から減少傾向が続いている。
(2) DVDソフトを66点購入した。児童向けの他にも世界遺産のDVDも購入した。
(3) 子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会等の図書館ボランティアの連携が充実した。
(4) インターネットによる蔵書検索数は473,818件で9,093件の増、予約は3,104件で163件の減となった。
(5) 学校図書館蔵書データがインターネットにより一元化されており情報の迅速な利用と共有化ができている。
(6) 図書館北側駐車場を拡張し、9台から17台駐車できるように増設した。また、屋根防水工事やロールスクリーンを設定し利用しやすくした。
(7) 月曜祝日、12月28日と月末の館内整理日が土・日曜日となった場合や夏休み中の月曜休館日を臨時開館し、年間305日開館した。また、高校生の定期考查で学習室が満席の場合は閲覧室を学習室として臨時開放を行った。

問 題 点・課 題

- (1) 貸出点数の減少が減少しているので、利用者の多様なリクエストに応えていく必要がある。
(2) 今後ますます利用が高まる視聴覚資料の充実を図っていく。
(3) 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもによりよい読書環境を提供していくとともに、おはなし会の回数を増やし、子どもの読書活動を推進していく。
(4) インターネット予約等、便利な制度を更に市民に周知していく。
(5) 学校間の図書相互利用が進んでいない。
(7) 館内整理日の開館により本来行うべき業務に影響が出ているので、館内整理日の変更を検討していく。

評価委員会の意見・評価

- (1) 図書館の閉館時間や図書館以外で本の返却ができる「ブックポスト」を周知して館外利用者の増加を図っていただきたい。
- (6) 駐車場が増設できたことは、車利用者への利便がよくなり大変良いことであり評価できる。
- (7) 乳幼児を対象とした「おはなし会」だけでなく、高齢者を対象とした「本の読み聞かせ」の取組みを考えていただきたい。

(5)スポーツ関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標	スポーツの振興
(1) スポーツの普及・振興を図る。 (2) スポーツ指導者の養成・確保に努める。 (3) 総合型地域スポーツクラブの活動支援に努める。 (4) スポーツ組織の充実を図る。 (5) スポーツイベントの充実を図る。 (6) スポーツ施設の有効活用と整備充実に努める。	

成 果・効 果

- (1) 市民が気軽に参加できるカローリング教室や親子ふれあい教室等5種目7教室を開催してスポーツの普及・振興に努めた。
- (2) 各種のスポーツ指導者養成講習に伴う受講料の補助を行い、指導者の確保に努めた。
- (3) 文部科学省が推奨する総合型地域スポーツクラブとして、平成20年度に設立された岩倉スポーツクラブに事業費補助を行い、市民がスポーツに気軽に参加できる環境づくりに努めた。
- (4) 体育協会やその下部組織であるスポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部各団体のスポーツ活動を支援した。
- (5) いわくら市民健康マラソンや武道大会を始め、各種スポーツ大会、市民体育祭の開催及び市民ふれ愛まつりのスポーツフェアでニュースポーツであるカローリング、スポーツイベントの充実を図った。
- (6) 総合体育文化センターの多目的ホール照明設備取替工事、直流電源装置更新工事、空調機取替工事、第2駐車場舗装整備工事、トレーニング機器の更新等を行い、利用者が使いやすい施設の整備に努めた。
- また、老朽化が著しく休場していた市営大地プールは、廃止とした。

問 題 点・課 題

- (1) 少子化に伴って、教室参加者数は少なく、「一市民一スポーツ」を推奨する中で、今後は、より多くの参加者を募るためにグラウンドゴルフ等中高年齢層の参加の促進を図る必要がある。
- スポーツ教室では、参加者が固定傾向にあるため、一市民一スポーツを推奨していく中で、幅広い参加を推進していく必要がある。
- (3) 岩倉スポーツクラブの安定した運営のためにも、会員の確保と指導者の育成や組織づくりに努める必要がある。

- (5) 第3回いわくら市民健康マラソンを開催し多くの市民の参加があったが、実施回数が少ないため、当日の交通規制やマラソンコース等市民への周知に努める必要がある。
- (6) 総合体育文化センターを開設して20年以上経過し、設備が老朽化してきており、また、他のスポーツ施設についても計画的に施設設備の更新を図っていく必要がある。

評価委員会の意見・評価

(1)～(5)

子どもから高齢者まで年齢に関係なく楽しめるスポーツイベントを進めていただきたい。

7 質問等に対する回答書

報告書 頁	7 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 2 こころづくり
質問項目	問題点・課題 (1)

<質問>

今年度策定した「いじめ防止基本方針」の説明をお願いします。

<現状・状況>

「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」)は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条において、各学校での策定が規定されたものです。「学校基本方針」は、方針のみを提示するのではなく、その方針が実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制についても明記する「行動計画」に近いものです。

岩倉市の各学校における「学校基本方針」(別紙参照)は、概ね以下の項目から成っています。

- 1 いじめ防止についての基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止対策組織
- 4 いじめ防止等に関する具体的な取組
- 5 重大事態への対応
- 6 取組に対する検証・見直し
- 7 その他

<今後の考え方>

問題点・課題 (1) に記述したとおりです。

報告書 頁	8 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 3 学習環境づくり
質問項目	成果・効果 (2)
<質問>	
<p>「近隣市町や県平均に比べ低くなっている」 資料をもとに説明をお願いします。</p>	
<現状・状況>	
<p>別紙のとおり、永久歯のう歯保有状況によると一人平均う歯数は小学校1年生から6年生までの全学年において江南保健所管内市町のうち最も低く、また県平均よりも低くなっています。</p>	
<今後の考え方>	

報告書 頁	10 ページ
重点目標	食に関する指導の充実
質問項目	重点目標（3）

<質問>

「旬産、旬消」の言葉の説明をお願いします。

<現状・状況>

この言葉は、農林水産省の2008年度食料・農業・農村白書でも使われた用語になります。

また、「岩倉市の教育」で学校給食センターの本年度の目標に掲げたものとなっています。

地産地消は地元の野菜を消費するという考え方に対し、旬産旬消は旬の野菜は栄養価が高いことと、ハウス栽培によるエネルギーコストの削減を図るものです。また、旬の野菜を知つてもらうことで食育に繋げようといった考えもあります。

<今後の考え方>

報告書 頁	11 ページ
重点目標	食に関する指導の充実
質問項目	成果・効果（3）

<質問>

岩倉市障害者就労施設等の「等」とはどこのことか。

<現状・状況>

下記に示した施設となります。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型、B型）

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）により費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たすものに限る。）

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

<今後の考え方>

報告書 頁	17ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 3生涯学習の推進
質問項目	成果・効果(5)
<質問>	
生涯学習サークル及び社会教育関係団体の申請団体数は、昨年と比較すると、なぜこれ程の差が出るのか。	
<現状・状況>	
生涯学習サークルと社会教育関係団体の登録の期間は2年間となっており、毎年登録申請の受付を行っている。また、登録申請の大部分は登録期間が満了した団体による登録の更新となっています。 生涯学習センターが稼働した初年度に大多数のサークルが登録したことから、翌年度のサークル登録は少なくなっており、そのため、同時期に登録したサークルは2年毎一斉に更新時期を迎えることから、隔年で登録申請数に大きく差が出ています。 社会教育関係団体に関しては、同時期に一斉に登録したことはありませんが、登録のタイミングにより隔年の申請数に差が出たものと思われます。	
<今後の考え方>	
今後も引き続き、団体の適正な管理と育成に努めます。	

報告書 頁	17ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 3男女共同参画社会の実現
質問項目	重点目標 (2)
<質問>	
<p>男女共同参画社会の実現に向けたリーダーとなる人の育成に関して、県の事業に頼りすぎなのではないか。</p> <p>岩倉市としての計画がないのであれば課題とすべきではないか。</p>	
<現状・状況>	
<p>愛知県が主催する男女共同参画に関するリーダーを育成するための研修として、「女性教育指導者研修会」と「男女共同参画人材育成セミナー」に市民を派遣している。指導的な立場となる人材の育成を目的としていることから、講義やグループワーク、レポートの作成など日程的、内容的に受講者にかなりの負担を要するメニューとなっています。そのため、受講者的人選に苦慮していますが、愛知県主催ということもあり、著名な講師による講義や、愛知県内から派遣される指導者を目指す受講生との交流が得られ、また、その後も市域を越えた交流につながっている状況です。</p> <p>これらのことから、男女共同参画社会の実現を目指したリーダーの育成は、岩倉市単独で市民対象に実施するよりも効果が見込めるものと思われます。</p>	
<今後の考え方>	
<p>男女共同参画社会の実現を目指したリーダーを育成するにあたっては、人材の発掘が不可欠です。毎年実施する「男女共同参画セミナー」の開催を通して新たな人材の発掘につなげていきたいと考えます。</p>	

報告書 頁	23 ページ
重点目標	(1) 館外利用を基本とした運営
質問項目	成果・効果

<質問>

年間貸出点数が減少しているとのことですが、児童書についての減少数を教えて頂くことはできますか。

<現状・状況>

児童図書（児童・絵本・紙芝居）につきましては、

年 度	貸出点数	今年度－前年度
平成23年度	88, 421点	-1, 704点
平成24年度	91, 233点	+2, 812点
平成25年度	88, 758点	-2, 475点

となっております。

<今後の考え方>

ブックスタート、お話し会などに取組み、児童図書の貸出点数を増やすように努めており、今後も児童図書だけでなく全体の貸出点数の増加に努めていきます。

報告書 頁	23 ページ
重点目標	(2) 資料の多様化に努める
質問項目	成果・効果
<質問>	
「世界遺産の DVD」どの様な物か説明をお願いします。	
<現状・状況>	
全10巻で構成されており、50カ国150箇所以上の世界遺産を収録したシリーズです。	
(例) アジア編では、アジャンタ石窟群、ボロブドゥール寺院遺跡群、古都アユタヤ、アンコールなどインド、インドネシア、タイ、カンボジア、スリランカの世界遺産を紹介しています。	
日本の世界遺産では、2007年までに登録された姫路城、古都京都の文化財、原爆ドーム、石見銀山遺跡とその文化的景観などが2巻に収録されています。	
<今後の考え方>	
DVDなどの視聴覚は、歴史文化など後世に伝えたい資料につきましても許諾されたものから揃えていきたいと考えています。	



平成24年度 児童生徒歯科健康診断及び歯科保健事業実施状況結果

別紙

一平成24年度地域歯科保健業務状況報告一

各市町の教育委員会を通じて、管内全小中学校から「平成24年度児童生徒歯科健康診断及び歯科保健事業実施状況報告（地域歯科保健業務状況報告）」の提出をいただきありがとうございます。各学校から提出していただきました情報を基に、集計しましたので参考にしてください。

う歯の状況は、すべて永久歯の状況です。

1. 各学年別の歯科健康診断結果及び歯科保健事業実施状況について

(1) 小学1年生

市町名	報告学校数	受診者数(人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況								
			う歯のある者(人)	う歯有病者率(%)	[再掲]第一大臼歯(人)	第一大臼歯う歯有病者率(%)	う歯総本数(本)	一人平均う歯数(本)	[再掲]第一大臼歯一人平均う歯総本数(本)	第一大臼歯一人平均う歯数(本)	健康教育	実施施設数	実施率(%)	予防処置	実施施設数	実施率(%)	歯みがき	実施施設数	実施率(%)
犬山市	10	708	23	3.2	20	2.8	39	0.06	32	0.05	8	80	0	0	0	0	0	7	70
江南市	10	908	19	2.1	16	1.8	35	0.04	29	0.03	10	100	0	0	0	0	0	6	60
岩倉市	5	399	8	2.0	7	1.8	9	0.02	8	0.02	3	60	0	0	5	100	1	20	
大口町	3	229	6	2.6	4	1.7	16	0.07	9	0.04	3	100	0	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	297	4	1.3	4	1.3	5	0.02	5	0.02	4	100	0	0	0	0	0	3	75
県計	540	37,307	879	2.4	787	2.1	1,304	0.03	1,118	0.03	478	88.5	81	15.0	173	32.0	392	72.6	

県計：平成24年度名古屋市・中核市を除く数値

(2) 小学2年生

	報告学校数	受診者数(人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況								
			う歯のある者(人)	う歯有病者率(%)	[再掲]第一大臼歯(人)	第一大臼歯う歯有病者率(%)	う歯総本数(本)	一人平均う歯数(本)	[再掲]第一大臼歯一人平均う歯総本数(本)	第一大臼歯一人平均う歯数(本)	健康教育	実施施設数	実施率(%)	予防処置	実施施設数	実施率(%)	歯みがき	実施施設数	実施率(%)
犬山市	10	688	56	8.1	54	7.8	89	0.13	87	0.13	9	90	0	0	0	0	0	8	80
江南市	10	988	50	5.1	45	4.6	66	0.07	61	0.06	8	80	0	0	0	0	0	6	60
岩倉市	5	398	18	4.5	15	3.8	23	0.06	19	0.05	3	60	0	0	5	100	1	20	
大口町	3	247	12	4.9	12	4.9	17	0.07	17	0.07	3	100	0	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	330	47	14.2	44	13.3	89	0.27	85	0.26	4	100	0	0	0	0	0	3	75
県計	538	39,044	2,249	5.8	2,127	5.4	3,643	0.09	3,397	0.09	447	83.1	88	16.4	170	31.6	394	73.2	

(3) 小学3年生

市町名	報告学校数	受診者数(人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況								
			う歯のある者(人)	う歯有病者率(%)	[再掲]第一大臼歯(人)	第一大臼歯う歯有病者率(%)	う歯総本数(本)	一人平均う歯数(本)	[再掲]第一大臼歯一人平均う歯総本数(本)	第一大臼歯一人平均う歯数(本)	健康教育	実施施設数	実施率(%)	予防処置	実施施設数	実施率(%)	歯みがき	実施施設数	実施率(%)
犬山市	10	737	96	13.0	90	12.2	149	0.20	138	0.19	8	80	0	0	0	0	0	6	60
江南市	10	964	90	9.3	84	8.7	149	0.15	135	0.14	7	70	0	0	0	0	0	6	60
岩倉市	5	420	31	7.4	31	7.4	42	0.10	39	0.09	5	100	0	0	5	100	1	20	
大口町	3	234	21	9.0	20	8.5	28	0.12	25	0.11	3	100	0	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	353	39	11.0	38	10.8	64	0.18	59	0.17	4	100	0	0	0	0	0	3	75
県計	542	39,672	4,268	10.8	4,062	102	7,559	0.19	6,977	0.18	454	83.8	81	14.9	169	31.2	394	72.7	

(4) 小学4年生

市町名	報告学校数	受診者数(人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況								
			う歯のある者(人)	う歯有病者率(%)	[再掲]第一大臼歯(人)	第一大臼歯う歯有病者率(%)	う歯総本数(本)	一人平均う歯数(本)	[再掲]第一大臼歯一人平均う歯総本数(本)	第一大臼歯一人平均う歯数(本)	健康教育	実施施設数	実施率(%)	予防処置	実施施設数	実施率(%)	歯みがき	実施施設数	実施率(%)
犬山市	10	732	125	17.1	115	15.7	250	0.34	231	0.32	8	80	0	0	0	0	0	6	60
江南市	10	989	170	16.8	162	16.1	327	0.32	291	0.29	8	80	0	0	0	0	0	6	60
岩倉市	5	431	30	7.0	25	5.8	48	0.11	32	0.07	3	60	0	0	0	0	0	1	20
大口町	3	239	27	11.3	24	10.0	36	0.15	32	0.13	3	100	0	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	337	62	18.4	53	15.7	109	0.32	85	0.25	4	100	0	0	0	0	0	3	75
県計	542	40,392	5,935	14.7	5,555	13.8	11,178	0.28	10,085	0.25	434	80.1	42	7.7	162	29.9	395	72.9	

(5) 小学5年生

市町名	報告学校数	受診者数(人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況								
			う歯のある者(人)	う歯有病者率(%)	[再掲]第一大臼歯(人)	第一大臼歯う歯有病者率(%)	う歯総本数(本)	一人平均う歯数(本)	[再掲]第一大臼歯一人平均う歯総本数(本)	第一大臼歯一人平均う歯数(本)	健康教育	実施施設数	実施率(%)	予防処置	実施施設数	実施率(%)	歯みがき	実施施設数	実施率(%)
犬山市	10	729	163	22.4	155	21.3	347	0.48	300	0.41	7	70	0	0	0	0	0	5	50
江南市	10	1,073	170	15.8	157	14.6	363	0.34	308	0.29	6	60	0	0	0	0	0	5	50
岩倉市	5	400	50	12.5	41	10.3	89	0.22	65	0.16	4	80	0	0	0	0	0	1	20
大口町	3	236	41	17.4	39	16.5	73	0.31	65	0.28	3	100	0	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	342	65	19.0	49	14.3	130	0.38	94	0.27	4	100	0	0	0	0	0	3	75
県計	542	41,291	7,316	17.7	6,697	16.2	15,043	0.36	12,781	0.31	415	76.6	42	7.7	154	28.4	391	72.1	

* 犬山市5年生0人の学校1校あり

(6) 小学6年生

市町名	報告 学校 数	受診者数 (人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況							
			う歯の ある者 (人)	う歯有病 者率 (%)	【再掲】 第一大臼歯 (人)	第一大臼歯有 病者率 (%)	う歯総本 数(本)	一人平均 う歯数 (本)	【再掲】 第一大臼歯 う歯総本 数(本)	第一大臼歯 一人平均 う歯数 (本)	健康教育		予防処置				歯みがき	
											実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)
犬山市	10	764	210	27.5	196	25.7	449	0.59	370	0.48	8	80	0	0	0	0	7	70
江南市	10	1,140	242	21.2	211	18.5	488	0.43	383	0.34	6	60	0	0	0	0	5	50
岩倉市	5	446	58	13.0	54	12.1	115	0.26	94	0.21	3	60	0	0	0	0	1	20
大口町	3	254	58	22.8	45	17.7	127	0.50	89	0.35	3	100	0	0	0	0	3	100
扶桑町	4	371	83	22.4	72	19.4	181	0.49	145	0.39	4	100	0	0	0	0	3	75
県計	542	41,570	10,023	24.1	9,199	22.1	22,437	0.54	18,167	0.44	425	78.4	42	7.7	151	27.9	391	72.1

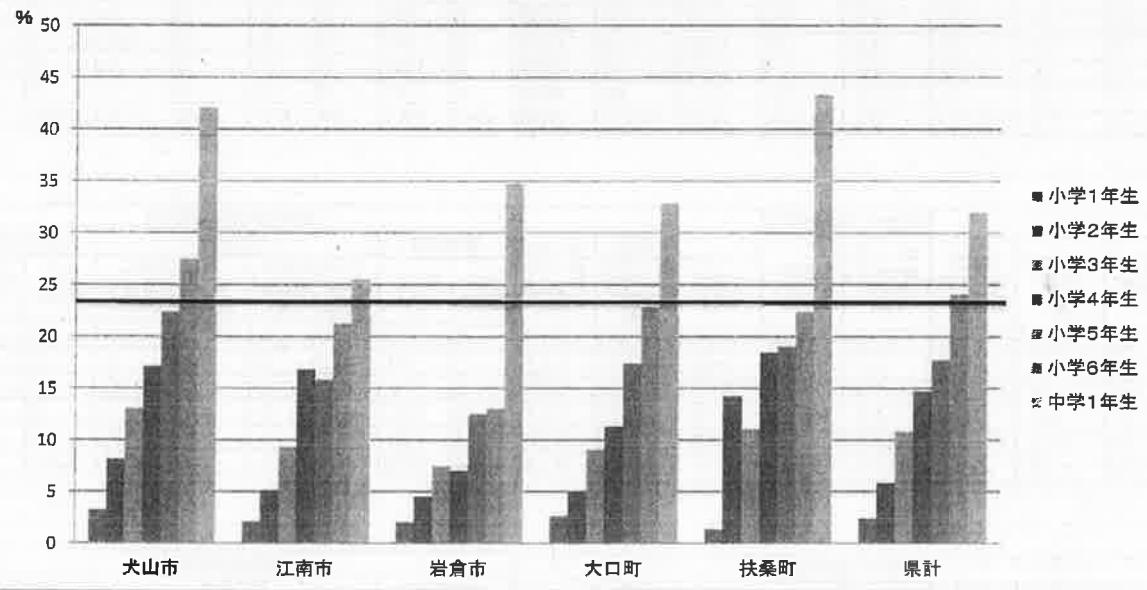
(7) 中学1年生

市町名	報告 学校 数	受診者数 (人)	永久歯のう歯保有状況								歯科保健事業実施状況							
			う歯の ある者 (人)	う歯有病 者率 (%)	【再掲】 第一大臼歯 (人)	第一大臼歯有 病者率 (%)	う歯総本 数(本)	一人平均 う歯数 (本)	【再掲】 第一大臼歯 う歯総本 数(本)	第一大臼歯 一人平均 う歯数 (本)	健康教育		予防処置				歯みがき	
											実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)	実施 施設数	実施率 (%)
犬山市	4	757	319	42.1	302	39.9	901	1.19	646	0.85	2	50	0	0	0	0	0	0
江南市	6	1,233	314	25.5	198	16.1	732	0.59	330	0.27	3	50	0	0	0	0	1	16.7
岩倉市	2	458	159	34.7	141	30.8	312	0.68	241	0.53	1	50	0	0	0	0	0	0
大口町	1	252	83	32.9	75	29.8	180	0.71	131	0.52	1	100	0	0	0	0	0	0
扶桑町	2	335	145	43.3	125	37.3	383	1.14	245	0.73	1	50	0	0	0	0	1	50
県計	237	40,674	12,603	31.0	-	-	30,059	0.74	-	-	126	53.2	1	0.4	6	2.5	46	19.4

*江南市立5校、私立1校

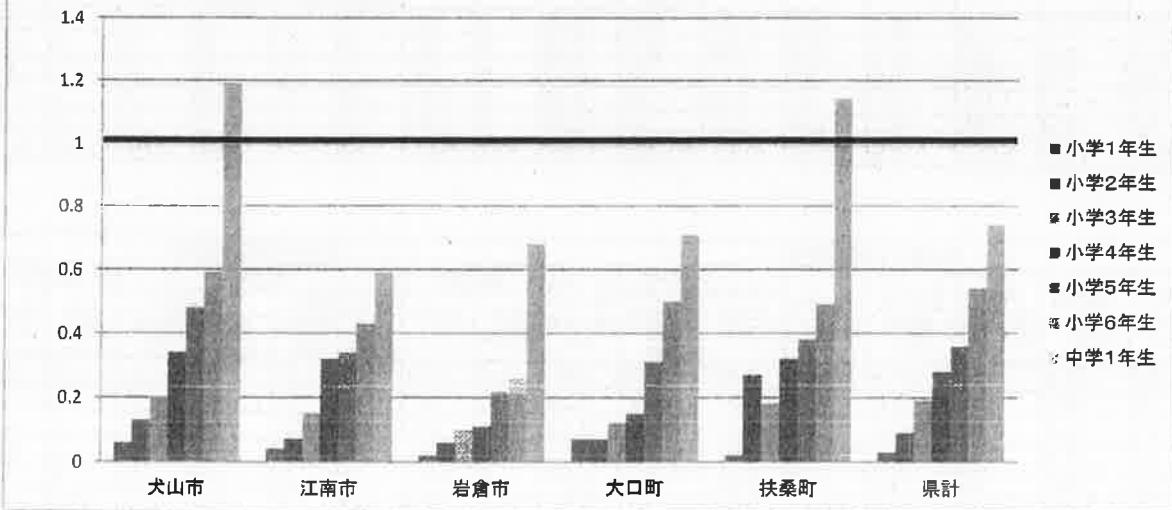
○表(1)～(7)は、「平成24年度地域歯科保健業務状況報告」う歯及び歯科保健事業実施状況結果の集計です。
平成24年度から、第一大臼歯の報告にご協力をいただきました。

図1 う歯有病者率(平成24年度)



「健康日本21あいち新計画」では、12歳児のう歯のない者の割合を77%以上にすることを目指しています。

図2 一人平均う歯数(平成24年度)



「健康日本21あいち新計画」では、12歳児(中学1年生)の一人平均むし歯数が1本未満である市町村を100%に増加する目標を立てています。

